

岡山県歯科保健対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 岡山県民の歯と口の健康づくり条例及び健康おかやま21等歯科保健に関連する計画等に基づき、生涯を通じた歯科保健対策の推進には、保健、教育、医療関係者等が連携を強め、歯科疾患の疫学的特徴を踏まえ、ライフステージごとの歯科保健に関する課題の解決に努め、歯科保健の推進を円滑に進めるための歯科保健体制の整備を図る必要がある。

このため、岡山県における歯科保健対策の推進母体として「岡山県歯科保健対策協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、歯科保健の推進に向けた県民及び保健等関係者に対する支援を行う。

(事業内容)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 歯科保健に関する計画、施策に関すること
- (2) 歯科保健に関する調査研究並びに歯科保健対策の手法等に関すること
- (3) 市町村を含む保健等関係者が実施する歯科保健の現状把握に関すること
- (4) 子育て支援、虐待防止、介護予防等における歯科保健の普及に関すること
- (5) 320運動、8020運動等の推進をはじめとする歯科保健の普及啓発に関すること
- (6) その他歯科保健に関すること

(委員)

第3条 協議会委員は、別表に掲げる者をもって構成する。ただし、会長が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

- 2 委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定に関わらず、第1項ただし書きにより追加した委員の任期は、その年度が終了するまでとする。
- 5 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。
- 6 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員が会議を欠席する場合、予め当該委員が指定した者を代理人として出席させることができる。

4 会長は、協議会の下に計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）等を置くことができる。

5 会長は、協議会及び作業部会等において必要があると認めるとき、オブザーバーの出席を求めることができる。

(庶 務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部健康推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。